

国立大学法人信州大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当（賞与）について，文部科学省国立大学法人評価委員会が本学に対し実施した業績評価の結果を勘案し，学長が当該手当額を10%の範囲内で増減できることとしている。なお平成18年度は当該手当への反映はしていない。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成17年人事院勧告に準拠し，給与構造改革と同等の改正を実施。
基本給月額を76千円引き下げ，12月期期末特別手当の期別支給割合を100分の172.5から100分の175に改定した。また地域手当支給対象地域となったことから，基本給月額の1%を支給することとなった。改定時期：平成18年4月1日

理事

平成17年人事院勧告に準拠し，給与構造改革と同等の改正を実施。
基本給月額を52千円～66千円引き下げ，12月期期末特別手当の期別支給割合を100分の172.5から100分の175に改定した。また地域手当支給対象地域となったことから，基本給月額の1%（1名については旧調整手当異動保障後の支給率を適用。）を支給することとなった。改定時期：平成18年4月1日

理事(非常勤)

該当者なし

監事

平成17年人事院勧告に準拠し，給与構造改革と同等の改正を実施。
基本給月額を76千円引き下げ，12月期期末特別手当の期別支給割合を100分の172.5から100分の175に改定した。また地域手当支給対象地域となったことから，基本給月額の1%を支給することとなった。改定時期：平成18年4月1日

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	千円 18,040	千円 12,578	千円 5,221	千円 24 (通勤手当) 128 (地域手当) 89 (寒冷地手当)		
理事 (5 $\frac{2}{12}$ 人)	千円 82,484	千円 55,045	千円 24,136	千円 1,029 (通勤手当) 230 (単身赴任手当) 1,599 (地域手当) 445 (寒冷地手当)		6月8日1名
監事 (1人)	千円 12,477	千円 8,736	千円 3,565	千円 87 (地域手当) 89 (寒冷地手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 1,785	千円 1,785	千円 0	千円 0		

注1:「地域手当」とは、全国と比して民間における賃金、物価及び生計費が高い地域に在勤している者、又は本法人赴任直前に、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤していたことにより給与の調整がなされていた者に対し、当該給与調整額を支給されているものである。

注2:年度途中で退任した理事については1月を $\frac{1}{12}$ 人と換算して記載した。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績助案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

常勤職員については、中期目標期間中における運営費交付金の年度展開を見据えて、学内に設置された人事調整委員会が各部局、職種ごとの職員定数を設定し、かつ調整を図ることにより効率的な定員管理を行い、部局人事委員会等と連携して実効性のある運用を行なう。非常勤職員については運営費交付金の交付状況及び外部資金等の獲得状況を見据えて、各部局において厳正に管理する。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

原則として国家公務員の給与制度を基本として本学における給与制度を構築している為、人事院勧告の内容を考慮するとともに、運営費交付金の状況並びに教職員配置の状況等を踏まえ給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学が独自に定める勤務評定制による個別評価に基づき、当該評価の結果を勤勉手当（賞与）の支給率決定、査定昇給による昇給幅の決定、昇格並びに降格の実施の可否に反映させる。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日の各基準日に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における個々の勤務成績に応じた割合によって支給される。
基本給:昇給 (査定分)	原則として現在の基本給を受けた日から12箇月間良好な成績で勤務した時、4号給（平成19年1月1日については2号給。）上位の号給に昇給させることができる。勤務成績が特に良好な職員については、前述に関わらず上位の号給に昇給させることができる。
基本給:昇格	特に勤務成績が優秀な者のうち、本学就業規則に定める昇進をした者及び本学が独自に定める基準に該当する者について、同人の職務の級を、同一の基本給表における上位の職務の級に変更することができる。
基本給:降格	勤務成績が著しく不良である場合等本学就業規則に定める降職させるに充分な要件を満たした者について、同人の職務の級を、同一の基本給表における下位の職務の級に変更することができる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

平成17年人事院勧告を基調とした給与制度の改正を行なった。

（実施時期：平成18年4月1日）

基本給【俸給】

一般職基本給表の全ての級の基本給月額を平均4.8%引下げ（若年層0%、中高年齢層7%の引下げによる給与カーブのフラット化）、更に今後きめ細かい勤務実績の反映を行なうため号給を4分割した。また、極端な減額改定を行なわないよう段階的な実施を考慮し、経過措置として新旧基本給月額の差額を支給した。

他の基本給表においても、一般職基本給表との均衡を基本として、職務の級及び号給構成、水準是正などの見直しを行い、一般職基本給表と同等の改定を行なった。

特別昇給と普通昇給を統合し、5段階（A～E）設け、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入した。また、昇給時期を全職員、毎年1月1日に統一し、経過措置として、昇給幅の1号給抑制を実施した。

職務調整額【俸給の調整額】

基本給表の水準引下げとの整合性を確保し改定を行なった。

地域手当

民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう、旧調整手当に替えて、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域手当を支給した。支給割合については、賃金構造基本統計調査による賃金指数を用い、指定基準を基本として決定された、人事院勧告による支給割合を基調とし、本法人在勤職員については、1%とした。（本法人赴任直前に、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤していたことにより給与の調整がなされていた者を除く。）

勤勉手当

勤勉手当の支給割合を100分の72.5に引き上げた。

注：【】内は国家公務員給与制度における名称

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	1,829	44.3	7,119	5,156	44	1,963
事務・技術	423	43.5	5,669	4,148	66	1,521
教育職種 (大学教員)	876	48.7	8,825	6,333	41	2,492
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	344	34.5	4,773	3,518	25	1,255
技能・労務職種	12	55.2	5,318	3,868	71	1,450
医療職種 (病院医療技術職員)	76	43.5	5,645	4,127	53	1,518
教育職種 (附属高校教員)	19	41.8	7,734	5,713	38	2,021
教育職種 (附属義務教育学校教員)	69	40.9	7,299	5,398	26	1,901
その他医療職種 (看護師)	5	47.7	5,610	4,062	82	1,548
指定職種	5	61.5	15,681	11,221	19	4,460

非常勤職員	33	39.2	3,890	3,065	14	825
事務・技術	6	54.7	3,755	2,782	20	973
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院医師)	5	32.9	3,473	3,473	0	0
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	該当者なし					
医療職種 (病院医療技術職員)	12	29.8	3,304	2,522	11	782
研究職種	9	43.2	4,952	3,743	22	1,209

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 本法人には「在外職員」「任期付職員」「再任用職員」の各区分に該当する職員はいないため表を省略した。

注3: 非常勤職員の教育職種(大学教員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載しない。

注4: 「技能・労務職種」とは自動車運転手、看護助手等をさす。

注5: 「教育職種(附属高校教員)」は、附属養護学校教員をさす。

注6: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注7: 「指定職種」とは役員以外の副学長、学部長(博士課程を置く学部に限る)をさす。

注8: 「研究職種」とはCOE研究員、産学官連携研究員、SVBL研究員等をさす。

〔年俸制適用者〕

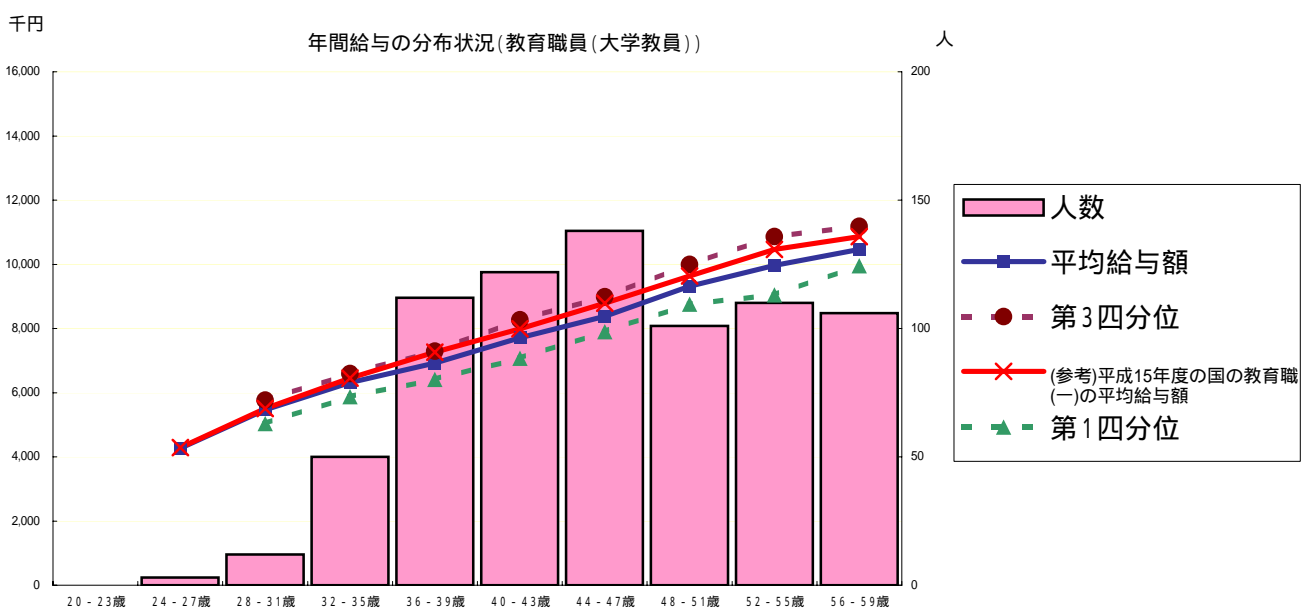
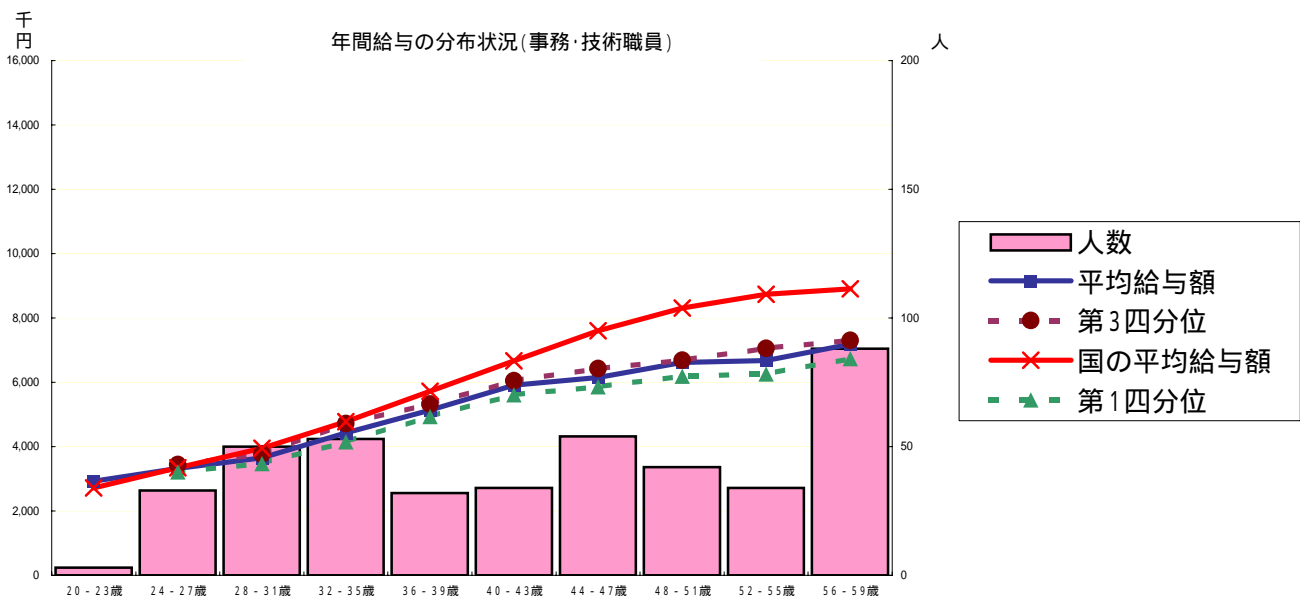
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	54.9	4,455	4,455	0	0
特任教授	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	54.9	4,455	4,455	0	0

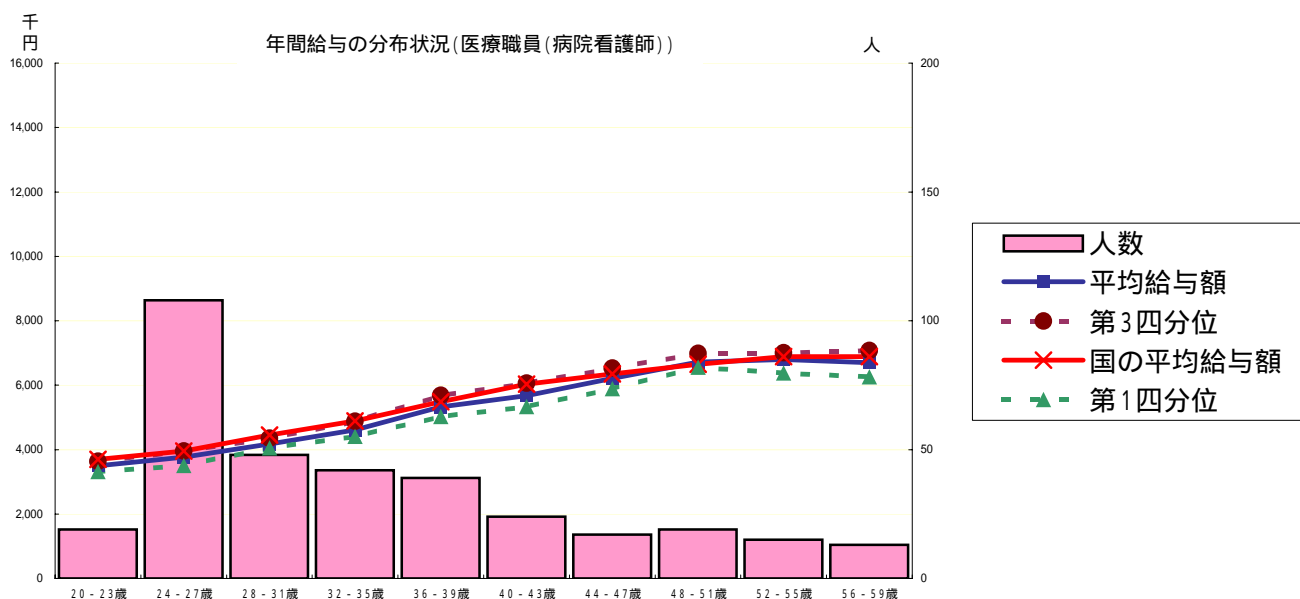
注1: 本法人には年俸制を適用する「常勤職員」「在外職員」「任期付職員」「再任用職員」の各区分に該当する職員はいないため表を省略した。

注2: 年俸制を適用する非常勤職員において、事務・技術職、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、技能・労務職種、医療職種(病院医療技術職員)及び研究職種については、該当する職員がないため記載を省略した。

注3: 「特任教授」とは高度な研究プロジェクト等の統括又は高度な専門職教育及び研究を行なう教育職員をさす。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)





注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

注2: 事務・技術職員のうち年齢20～23歳の該当者は3名のため、第1・第3分位折れ線は表示されていない。

注3: 教育職員(大学教員)のうち年齢24～27歳の該当者は3名のため、第1・第3分位折れ線は表示されていない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
部長	5	54.5	10,344	10,437	10,885
課長	19	55.7	7,843	8,315	8,848
課長補佐	41	55.5	6,690	6,952	7,136
主査	163	49.4	5,921	6,364	6,732
主任	80	40.1	4,661	5,096	5,621
係員	115	30.8	3,332	3,740	3,977

注: 「課長」には、課長相当職である「副学部長(事務担当)」, 「副館長(事務担当)」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	365	56.0	9,820	10,446	11,126
准教授	288	45.1	7,725	8,192	8,791
講師	70	43.4	6,948	7,543	8,302
助教	143	39.9	6,197	6,526	6,931
助手	9	46.3	5,671	6,157	7,203
教務員	1				

注: 教務員の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢、年間給与の平均額等記載しない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1				
副看護部長	3	49.8		7,195	
看護師長	23	49.7	6,529	6,825	7,094
副看護師長	52	43.1	5,567	5,978	6,539
看護師	264	31.3	3,734	4,290	4,637
准看護師	1				

注1: 看護部長及び准看護師の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢、年間給与の平均額等記載しない。

注2: 副看護部長の該当者は3人のため、第1・第3分位は記載しない。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任 係員	主査 技術専門職員 主任	課長補佐 副学部長補佐 (事務担当) 図書館専門職 技術専門員 主査	課長 副学部長(事務 担当) 副館長(事務 担当) 技術専門員	課長 副学部長(事務 担当) 副館長(事務 担当)
人員 (割合)	423	52 (12.3%)	81 (19.1%)	186 (44.0%)	68 (16.1%)	25 (5.9%)	7 (1.7%)
年齢(最高 ~最低)		52~23	54~28	59~35	59~47	59~41	59~51
所定内給 与年額(最高 ~最低)		3,254~2,130	3,953~2,401	5,337~3,197	5,490~4,354	6,969~4,796	7,428~6,199
年間給与 額(最高 ~最低)		4,427~2,848	5,418~3,271	7,217~4,417	7,559~6,155	9,329~6,732	10,106~8,505

区分		7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長 副病院長(事務 担当)	部長 副病院長(事務 担当)	学長が認める 職務	学長がその都 度定める職務
人員 (割合)		4 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		58~49	~	~	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)		8,291~7,548	~	~	~
年間給与 額(最高 ~最低)		11,467~10,344	~	~	~

(教育職種(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手 教務員	助教	講師	准教授	教授	学長が認め る職務
人員 (割合)	876	1 (0.1%)	152 (17.4%)	70 (8.0%)	288 (32.9%)	365 (41.7%)	0 (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		~	63~24	61~29	64~31	64~40	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)		~	5,642~2,606	6,902~3,389	7,222~3,900	8,968~5,372	~
年間給与 額(最高 ~最低)		~	7,636~3,602	9,349~4,665	9,887~5,470	12,556~7,589	~

注：1級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載しない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師 保健師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	344人	1人 (0.3%)	264人 (76.7%)	52人 (15.1%)	23人 (6.7%)	3人 (0.9%)	1人 (0.3%)
年齢(最高 ~最低)		~	59~23 歳	59~32 歳	59~39 歳	52~45 歳	~
所定内給 与年額(最 高~最低)		~	5,068~2,328 千円	5,222~3,376 千円	5,289~4,139 千円	5,791~4,753 千円	~
年間給与 額(最高 ~最低)		~	6,895~3,167 千円	7,254~4,669 千円	7,426~5,754 千円	7,887~6,686 千円	~

区分	7級
標準的な職位	看護部長
人員 (割合)	0人 (0.0%)
年齢(最高 ~最低)	~
所定内給 与年額(最 高~最低)	~
年間給与 額(最高 ~最低)	~

注：1級及び6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載しない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.4%	67.3%	65.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.6%	32.7%	34.1%
	最高～最低	46.5～32.5%	42.5～29.6%	42.8～31.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.8%	68.7%	67.3%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.2%	31.3%	32.7%
	最高～最低	37.1～31.3%	37.9～28.9%	36.2～30.3%

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 68.1	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.0	% 31.9	% 33.4
	最高～最低	% 37.1～32.8	% 34.0～29.9	% 35.5～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 68.7	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 31.3	% 32.6
	最高～最低	% 37.1～30.8	% 34.0～28.0	% 35.5～29.3

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.4	% 68.5	% 67.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.6	% 31.5	% 33.0
	最高～最低	% 37.1～31.9	% 34.0～29.1	% 34.1～31.0

注：医療職員(病院看護師)における管理職員については該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、記載しない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一)) 84.1

対他の国立大学法人等 96.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 95.5

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三)) 95.9

対他の国立大学法人等 99.5

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数として、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として、参考に算出した。

对国家公務員(旧教育職(一)) 96.1

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 15,644,593	千円 15,567,413	千円 (%) 77,180 (0.5)	千円 (%) 30,331 (0.2)
退職手当支給額 (B)	千円 1,685,924	千円 1,445,111	千円 (%) 240,813 (16.7)	千円 (%) 17,504 (1.0)
非常勤役員等給与 (C)	千円 2,800,733	千円 2,579,573	千円 (%) 221,160 (8.6)	千円 (%) 598,718 (27.2)
福利厚生費 (D)	千円 2,263,119	千円 2,201,355	千円 (%) 61,764 (2.8)	千円 (%) 124,397 (5.8)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 22,394,369	千円 21,793,452	千円 (%) 600,917 (2.8)	千円 (%) 770,950 (3.6)

注1：「給与、報酬等支給総額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤役員及び常勤職員に係る報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額を計上している。

注2：「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注3：「非常勤役員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他の競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

下記の要因等にて「最広義人件費」は前年度と比較して2.8%の増となっている。

- ・「給与、報酬等支給総額（A）」
平成17年人事院勧告を基調とした給与制度の改正により、平成18年度より「地域手当」を新たに設けたこと等に伴い、前年度と比較し0.5%の増となっている。
- ・「退職手当支給額（B）」
前年度と比して退職者数が増加したこと等に伴い16.7%増となっている。
- ・「非常勤役員等給与（C）」
定員削減等に伴う全体的な非常勤職員の増加傾向に加え附属病院における事業増強等による看護師の増員などに伴い8.6%の増となっている。

文部科学省が中期目標において示した人件費削減の取組に対し、本法人の中期計画期間においても上記表における「給与、報酬等支給総額（A）」について、基準年度（平成17年度）の「人件費予算相当額（15,970,437千円）」に対し、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしている。人件費削減の取組の一環として平成18年度においては、人員削減及び前年度退職者の後任補充の採用延伸を実施し、上記による増額を抑制するとともに、また前年度までの自主的な削減努力の影響もあり、中期計画における削減目標を達成することができた。（下記 参照）

- ・当年度の「給与、報酬等支給総額」 … 15,644,593千円（a）
- ・基準年度（平成17年度）の「給与、報酬等支給総額」 … 15,567,413千円（b）
- ・人件費の削減率（対基準年度「給与、報酬等支給総額」） = $(a - b) \div b \times 100$
= 0.5%

中期計画において設定した削減目標に対する進捗状況

- ・平成17年度の「人件費予算相当額」 … 15,970,437千円（c）
- ・人件費の削減率（対人件費予算相当額） = $(a - c) \div c \times 100$
= 2.0%

法人が必要と認める事項

「役員報酬等」について

平成18年度入学者選抜試験の合否判定問題を受け、平成18年10月より平成18年11月までの法人の長の報酬については、基本給月額の10%を自主返上することにより減額した。

また、「2役員の報酬等の支給状況」と前年度を比較した場合、前年度においても法人の長をはじめ、理事、監事により自主返上が行なわれているため、「役員報酬基準の改定内容」により算出される増減額とは一致しない。